

(参考1)

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)(抄)

(身体障害者又は知的障害者の雇用に関する事業主の責務)

第三十七条 すべて事業主は、身体障害者又は知的障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、適当な雇用の場を与える共同の責務を有するものであつて、進んで身体障害者又は知的障害者の雇入れに努めなければならない。

(一般事業主の雇用義務等)

第四十三条 事業主(常時雇用する労働者(一週間の所定労働時間が、当該事業主の事業所に雇用する通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、厚生労働大臣の定める時間数未満である常時雇用する労働者(以下「短時間労働者」という。))を除く。以下単に「労働者」という。)を雇用する事業主をいい、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。)は、厚生労働省令で定める雇用関係の変動がある場合には、その雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。第四十六条第一項において「法定雇用障害者数」という。)以上であるようにしなければならない。

(第二項から第五項まで 略)

(一般事業主の身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画)

第四十六条 厚生労働大臣は、身体障害者又は知的障害者の雇用を促進するため必要があると認める場合には、その雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数が法定雇用障害者数未満である事業主に対して、身体障害者又は知的障害者である労働者の数がその法定雇用障害者数以上となるようにするため、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画の作成を命ずることができる。

(第二項から第四項まで 略)

- 5 厚生労働大臣は、第一項の計画が著しく不適當であると認めるときは、当該計画を作成した事業主に対してその変更を勧告することができる。
- 6 厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、第一項の計画を作成した事業主に対して、その適正な実施に関し、勧告をすることができる。

(一般事業主についての公表)

第四十七条 厚生労働大臣は、前条第一項の計画を作成した事業主が、正当な理由がなく、同条第五項又は第六項の勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(参考2) 一般の民間企業における障害者の雇用状況(企業規模別)

(平成16年6月1日現在)

区 分	① 企業数	② 常用労働者数	③ 障害者数	④ 実雇用率 ③÷② ×100	⑤ 法定雇用率 未達成企業 の割合
人 規模計	企業 63,993 (61,025)	人 17,667,306 (16,748,964)	人 257,939 (247,093)	% 1.46 (1.48)	% 58.3 (57.5)
人 56～99	24,009 (22,097)	1,766,099 (1,620,729)	25,762 (23,881)	1.46 (1.47)	55.7 (55.6)
100～299	28,432 (27,529)	4,287,080 (4,033,552)	53,380 (52,161)	1.25 (1.29)	57.4 (56.5)
300～499	5,307 (5,247)	1,833,105 (1,746,020)	26,317 (25,872)	1.44 (1.48)	62.4 (59.8)
500～999	3,659 (3,586)	2,300,290 (2,182,059)	33,132 (31,993)	1.44 (1.47)	68.1 (65.3)
1,000人以上	2,586 (2,566)	7,480,732 (7,166,604)	119,348 (113,186)	1.60 (1.58)	70.6 (69.8)

(資料出所 厚生労働省職業安定局集計)

- 注1 常用労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。
- 2 A欄の「重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)」には短時間労働者の数は含まれていない。B欄の「A以外の障害者」には重度障害者である短時間労働者の数が含まれている。
- 3 障害者の数とは、身体障害者と知的障害者の計である。A欄の重度障害者(重度身体障害者及び重度知的障害者)については法律上、1人を2人に相当するものとしており、ダブルカウントを行っている。
- 4 ()内は平成15年6月1日現在の数値である。

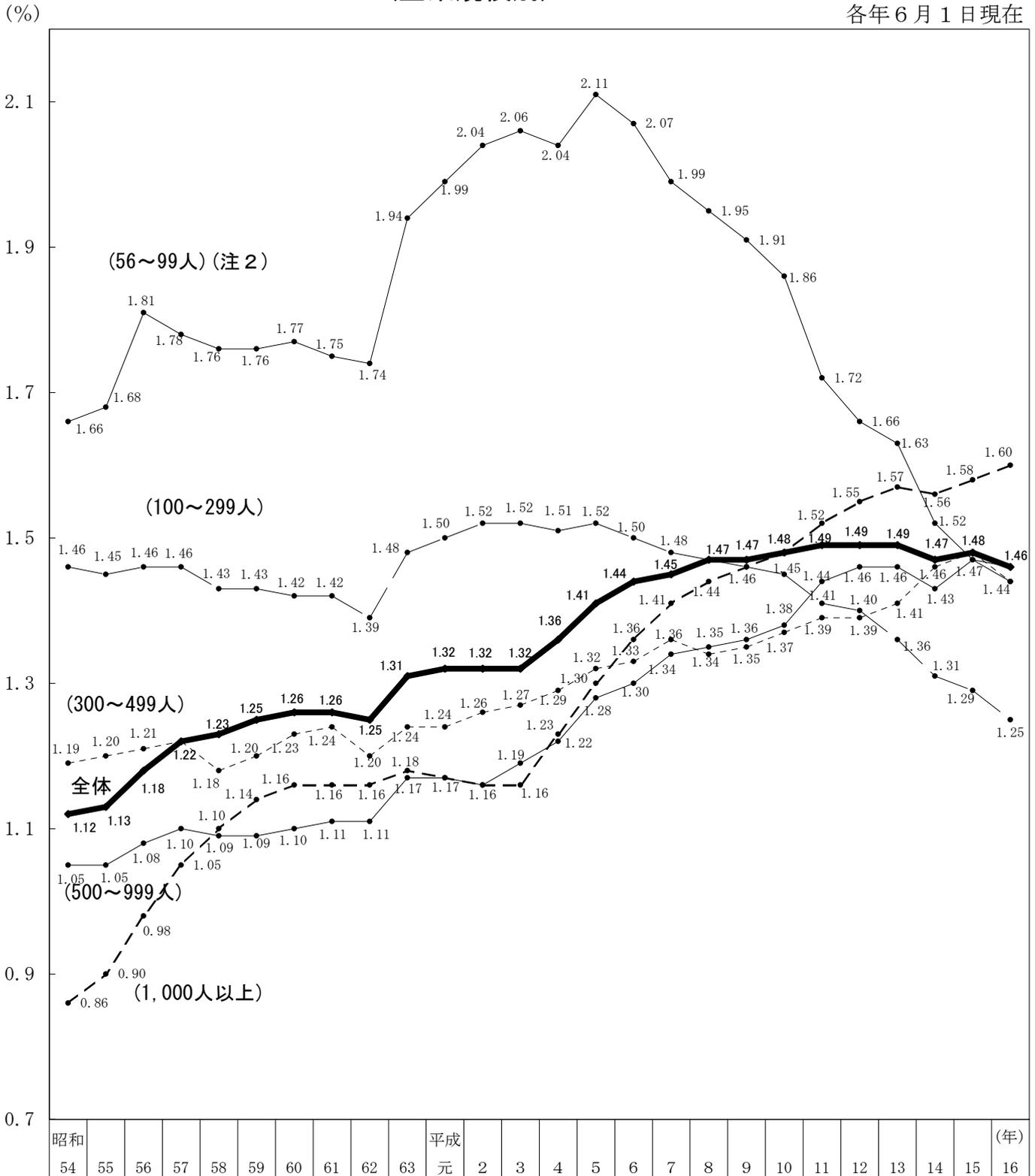
(参考3) 一般の民間企業における障害者の雇用状況(産業別)

(平成16年6月1日現在)

区 分	① 企業数	② 常用労働者数	③ 障 害 者 の 数			④ 実雇用率 C÷② ×100	⑤ 法定雇用 率未達成 企業の割 合
			A. 重度障害 者(1週間の 所定労働 時間が30時 間以上)	B. A以外の 障害者	C. 計 A×2+B		
農、林、漁業	企業 135 (128)	人 16,992 (18,815)	人 60 (63)	人 158 (183)	人 278 (309)	% 1.64 (1.64)	% 47.4 (46.1)
鉱 業	47 (46)	8,268 (7,685)	32 (28)	74 (73)	138 (129)	1.67 (1.68)	46.8 (45.7)
建 設 業	2,252 (1,968)	563,504 (514,386)	2,027 (1,938)	3,222 (3,022)	7,276 (6,898)	1.29 (1.34)	59.3 (54.7)
製 造 業	20,117 (19,508)	6,078,155 (5,838,598)	27,768 (27,105)	45,445 (44,850)	100,981 (99,060)	1.66 (1.70)	47.2 (45.7)
食料品・たばこ	2,986 (2,957)	725,351 (722,454)	2,950 (2,848)	7,401 (7,359)	13,301 (13,055)	1.83 (1.81)	40.6 (41.6)
繊維・衣服	1,158 (1,253)	203,496 (225,784)	930 (1,050)	1,960 (2,157)	3,820 (4,257)	1.88 (1.89)	39.5 (40.5)
木材・家具	479 (475)	77,816 (77,827)	385 (384)	870 (892)	1,640 (1,660)	2.11 (2.13)	35.5 (32.8)
パルプ・紙・印刷	1,735 (1,739)	347,756 (348,890)	1,558 (1,540)	2,633 (2,737)	5,749 (5,817)	1.65 (1.67)	48.3 (46.7)
化学工業	2,003 (1,965)	717,006 (723,831)	2,804 (2,769)	5,091 (5,106)	10,699 (10,644)	1.49 (1.47)	55.6 (54.6)
窯業・土石	664 (619)	147,232 (139,424)	544 (569)	1,221 (1,208)	2,309 (2,346)	1.57 (1.68)	48.6 (43.9)
鉄 鋼	369 (315)	142,972 (125,330)	553 (513)	1,070 (1,027)	2,176 (2,053)	1.52 (1.64)	43.9 (36.5)
非鉄金属	335 (294)	110,509 (100,387)	434 (412)	781 (766)	1,649 (1,590)	1.49 (1.58)	44.8 (42.2)
金属製品	1,620 (1,523)	275,790 (271,256)	1,225 (1,311)	2,471 (2,595)	4,921 (5,217)	1.78 (1.92)	42.3 (39.2)
電気機械	2,464 (2,516)	1,157,427 (1,179,061)	6,403 (6,542)	6,979 (7,093)	19,785 (20,177)	1.71 (1.71)	48.1 (48.1)
その他機械	4,646 (4,346)	1,691,365 (1,546,312)	7,814 (7,527)	11,547 (11,150)	27,175 (26,204)	1.61 (1.69)	49.9 (46.6)
そ の 他	1,658 (1,506)	481,435 (378,042)	2,168 (1,640)	3,421 (2,760)	7,757 (6,040)	1.61 (1.60)	52.7 (53.1)
電気・ガス・熱供給・水道業	182 (163)	196,459 (185,223)	891 (867)	1,619 (1,605)	3,401 (3,339)	1.73 (1.80)	62.1 (54.6)
情報通信業	2,840 (2,707)	975,759 (935,244)	3,072 (2,898)	4,468 (4,270)	10,612 (10,066)	1.09 (1.08)	81.9 (82.5)
運 輸 業	4,118 (3,391)	1,051,337 (855,969)	3,727 (3,210)	9,275 (8,056)	16,729 (14,476)	1.59 (1.69)	52.0 (49.5)
卸売・小売業	11,826 (11,943)	3,150,835 (3,122,099)	9,514 (9,224)	18,659 (17,718)	37,687 (36,166)	1.20 (1.16)	70.8 (71.3)
金融・保険・不動産業	2,004 (2,012)	1,283,999 (1,324,500)	4,913 (4,754)	8,106 (8,056)	17,932 (17,564)	1.40 (1.33)	69.8 (71.6)
飲食店・宿泊業	1,821 (1,860)	432,341 (429,347)	1,413 (1,415)	2,971 (2,885)	5,797 (5,715)	1.34 (1.33)	63.5 (63.7)
医療・福祉	7,199 (6,225)	1,136,262 (910,404)	5,714 (5,244)	8,966 (7,893)	20,394 (18,381)	1.79 (2.02)	49.9 (46.9)
教育・学習支援業	1,208 (1,137)	278,162 (240,905)	927 (865)	1,477 (1,358)	3,331 (3,088)	1.20 (1.28)	63.2 (60.2)
複合サービス事業	1,003 (1,019)	309,907 (309,910)	935 (904)	2,014 (1,937)	3,884 (3,745)	1.25 (1.21)	65.0 (66.1)
サービス業	9,241 (8,918)	2,185,326 (2,055,879)	7,546 (7,137)	14,407 (13,883)	29,499 (28,157)	1.35 (1.37)	63.8 (62.9)
産 業 計	63,993 (61,025)	17,667,306 (16,748,964)	68,539 (65,652)	120,861 (115,789)	257,939 (247,093)	1.46 (1.48)	58.3 (57.5)

(資料出所 厚生労働省職業安定局集計)

(参考4) 民間企業における障害者の実雇用率の推移 (企業規模別)



注1 障害者数とは、次に掲げる者の合計。
 ~昭和62年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 昭和63年~平成4年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者
 平成5年~ 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

2 昭和62年までは「67~99人」、昭和63年から平成10年までは「63~99人」。